訪 問 看 護 重 要 事 項 説 明 書 (医療保険)

<令和 6 年 6 月 1 日現在>

1. 訪問看護ステーション ソレイユの概要

(1) 訪問看護ステーションのサービス提供地域

事業所名	訪問看護ステーション ソレイユ		
所在地	愛知県大府市梶田町二丁目 70 番地		
電話番号	0562-45-1171		
サービスを提供する地域	通常の実施地域は、		
	大府市、東海市、東浦町、豊明市、名古屋市緑区		

(2) 同事業所の職員体制

従業員数・業者の職種	勤務の体制
看護師	管理者1名、常勤2.5名以上、非常勤1名以上 兼務あり
理学療法士	常勤 1名以上 兼務あり
作業療法士	常勤 1名以上 兼務あり
言語聴覚士	常勤 0.5 名以上 兼務あり
事務員	常勤 1名以上 兼務あり

(3) 営業日・営業時間

営業日	月曜日~金曜日
休業日	土曜日・日曜日・祝日・夏季休業・年末年始
営業時間	午前8時30分~午後5時15分
サービス提供時間	午前9時~午後5時
時間外	24 時間対応体制加算 対象の方は、携帯電話にて 24 時間
中寸目づり	対応となります

2. 利用料

(1)訪問看護基本療養費

(1)精神科訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費(I)		精神科訪問看護基本療養費(I)	
1日につき		1日につき	
イ 保健師、助産師、又は看護師による		イ 看護師等による場合	
場合(ハを除く)		(1) 週3日目まで 30分以上	5,550円
(1) 週3日目まで	5,550円	(2) 週3日目まで 30分未満	4,250円
(2) 週4日目以降	6,550円	(3) 週4日目以降 30分以上	6,550円
ロ 准看護師による場合		(4) 週4日目以降 30分未満	5,100円
(1) 週3日目まで	5,050円	ロ 准看護師による場合	
(2) 週4日目以降	6,050円	(1) 週3日目まで 30分以上	5,050円
ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、	月1回を限度	(2) 週3日目まで 30分未満	3,870円
褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱	12,850円	(3) 週4日目以降 30分以上	6,050円
ケアに係る専門の研修を受けた看護師によ		(4) 週4日目以降 30分未満	4,720円
る場合			
ニ 理学療法士、作業療法士又は言語聴	5,550 円		
覚士による場合			
訪問看護基本療養費(Ⅱ)		精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	
【同一建物居住者】1日につき		【同一建物居住者】1日につき	
イ 保健師、助産師、又は看護師による		イ 看護師等による場合	
場合(ハを除く)		(1) 同一日に2人	
(1) 同一日に2人		① 週3日目まで 30分以上	5,550円
① 週3日目まで	5,550円	② 週3日目まで 30分未満	4,250円
② 週4日目以降	6,550円	③ 週4日目以降30分以上	6,550円
(2) 同一日に3人以上		④ 週4日目以降30分未満	5,100円
① 週3日目まで	2,780円	(2) 同一日に3人以上	
② 週4日目以降	3,280円	① 週3日目まで 30分以上	2,780円
ロ 准看護師による場合		② 週3日目まで 30分未満	2,130円
(1) 同一日に2人		③ 週4日目以降30分以上	3,280円
① 週3日目まで	5,050円	④ 週4日目以降30分未満	2,550円
② 週4日目以降	6,050円	ロ 准看護師による場合	
(2) 同一日に3人以上		(1) 同一日に2人	
① 週3日目まで	2,530円	① 週3日目まで 30分以上	5,050円
② 週4日目以降	3,030円	② 週3日目まで 30分未満	3,870円
ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、	月1回を限度	③ 週4日目以降30分以上	6,050円
褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱	12,850円	④ 週4日目以降30分未満	4,720円
ケアに係る専門の研修を受けた看護師によ		(2) 同一日に3人以上	
る場合		① 週3日目まで 30分以上	2,530円
ニ 理学療法士、作業療法士又は言語聴		② 週3日目まで 30分未満	1,940円

覚士による場合		③ 週4日目以降30分以上	3,030円
(1) 同一日に2人	5,550円	④ 週4日目以降30分未満	2,360円
(2) 同一日に3人以上	2,780円		
訪問看護基本療養費(Ⅲ)【試験外泊】		精神科訪問看護基本療養費(IV)	
※入院中1回(別に厚生労働大臣が定める疾病	8,500 円	【試験外泊】1回につき	8,500 円
等の利用者である場合は入院中2回)に限り算			
定できる。			
難病等複数回訪問加算 1日につき			
イ 1日に2回の場合			
(1) 同一建物内1人又は2人	4,500円		
(2) 同一建物内3人以上	4,000円		
ロ 1日に3回以上の場合			
(1) 同一建物内1人又は2人	8,000円		
(2) 同一建物内3人以上	7,200円		
特別地域訪問看護加算	所定額に50%	特別地域訪問看護加算	所定額に
	を加算		50%を加算
緊急訪問看護加算 1日につき		精神科緊急訪問看護加算 1日につき	
イ 月14日まで	2,650 円	イ 月14日まで	2,650 円
口 月15日以降	2,000 円	口 月 15 日以降	2,000 円
長時間訪問看護加算 週1日を限度	5,200 円	長時間精神科訪問看護加算 週1日を限度	5,200 円
※15歳未満の超重症児又は準超重症児若しく		※15 歳未満の超重症児又は準超重症児若しく	
は15歳未満の小児であって、特掲診療料の施		は 15 歳未満の小児であって、特掲診療料の施	
設基準等別表第八に掲げる者の場合は週3日を		設基準等別表第八に掲げる者の場合は週 3 日	
限度。		を限度。	
乳幼児加算(6歳未満) 1日につき			
下記以外の場合	1,300 円		
厚生労働省が定める者に該当する場合	1,800 円		
複数名訪問看護加算		複数名精神科訪問看護加算	
イ又はロの場合、週1日を限度		ハの場合、週1日を限度	
ハの場合、週3日を限度		イ 他の看護師等と行う場合	
イ 他の看護師等と行う場合		(1)1日に1回の場合	
(1) 同一建物内1人又は2人	4,500円	① 同一建物内1人又は2人	4,500円
(2) 同一建物内3人以上	4,000円	② 同一建物内3人以上	4,000円
ロ 他の准看護師と行う場合		(2)1日に2回の場合	
(1) 同一建物内1人又は2人	3,800 円	① 同一建物内1人又は2人	9,000円
(2) 同一建物内3人以上	3,400 円	② 同一建物内3人以上	8,100円
ハ 看護補助者と行う場合		(3)1日に3回以上の場合	
(別に厚生労働大臣が定める場合を除く)		① 同一建物内1人又は2人	14,500円
(1) 同一建物内1人又は2人	3,000 円	② 同一建物内3人以上	13,000円

(2) 同一建物内3人以上	2,700 円	ロ 他の准看護師と行う場合	
	2,700 円		
二 看護補助者と行う場合		(1)1日に1回の場合	
(別に厚生労働大臣が定める場合に限る)		① 同一建物内1人又は2人	3,800円
(1)1日に1回の場合		② 同一建物内3人以上	3,400円
① 同一建物内1人又は2人	3,000 円	(2)1日に2回の場合	
② 同一建物内3人以上	2,700 円	① 同一建物内1人又は2人	7,600円
(2)1日に2回の場合		② 同一建物内3人以上	6,800円
① 同一建物内1人又は2人	6,000 円	(3)1日に3回以上の場合	
② 同一建物内3人以上	5,400 円	① 同一建物内1人又は2人	12,400円
		② 同一建物内3人以上	11,200円
(3) 1日に3回以上の場合		ハ 看護補助者と行う場合	
① 同一建物内1人又は2人	10,000 円	(1) 同一建物内1人又は2人	3,000円
② 同一建物内3人以上	9,000 円	(2) 同一建物内3人以上	2,700 円
夜間・早朝訪問看護加算 1日につき	2,100 円	夜間・早朝訪問看護加算 1日につき	2,100 円
夜間:午後6時から午後10時まで		夜間:午後6時から午後10時まで	
早朝:午前6時から午前8時まで		早朝:午前6時から午前8時まで	
深夜訪問看護加算 1日につき	4,200 円	深夜訪問看護加算 1日につき	4,200 円
深夜:午後10時から午前6時まで		深夜:午後 10 時から午前 6 時まで	
		精神科複数回訪問加算 1日につき	
		イ 1日に2回の場合	
		(1) 同一建物内1人又は2人	4,500円
		(2) 同一建物内3人以上	4,000円
		ロ 1日に3回以上の場合	
		(1) 同一建物内1人又は2人	8,000円
		(2) 同一建物内3人以上	7,200 円

(2)訪問看護管理療養費

訪問看護管理療養費	
1 月の初日の訪問の場合	
イ 機能強化型訪問看護管理療養費1	13,230円
口 機能強化型訪問看護管理療養費2	10,030円
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3	8,700円
二 イからハまで以外の場合	
2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき)	
イ 訪問看護管理療養費1	
口 訪問看護管理療養費2	
24時間対応体制加算 月1回を限度	
イ 24時間対応体制における業務負担の取組を行っている	
ロ イ以外の場合	

特別管理加算	
月1回を限度	
重症度等の高いもの(月1回を限度)	5,000 円
退院時共同指導加算 当該退院又は退所につき1回を限度。	8,000 円
※別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については2回を限度。	
特別管理指導加算 月1回を限度	2,000 円
退院支援指導加算	
※退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われた際に算定。ただし、退院日以降の初回の訪問看護が行	6,000円
われる前に患者が死亡した場合に限り、死亡日に算定可能。	
※長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	8,400 円
在宅患者連携指導加算 月1回を限度	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 月2回を限度	
専門管理加算 1月につき	
イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な	
管理を行った場合	
ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	
精神科重症患者支援管理連携加算 いずれか月1回を限度	
イ 精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者に定期的な指定訪問看護を行う場合	
ロ 精神科在宅患者支援管理料2の口を算定する利用者に定期的な指定訪問看護を行う場合	
看護・介護職員連携強化加算 月1回を限度	2,500 円

(3)その他の訪問看護療養費

(6) 在中国中国国际		
訪問看護情報提供療養費1 月1回を限度	1,500 円	
訪問看護情報提供療養費2 各年度1回を限度	1,500 円	
訪問看護情報提供療養費3 月1回を限度	1,500 円	
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000 円	
※死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナル		
ケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合。		
訪問看護ターミナルケア療養費2		
※死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナル		
ケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合。		
遠隔死亡診断補助加算 1回につき		
訪問看護医療DX情報活用加算 月1回	50 円	
訪問看護ベースアップ評価料(I・II)施設基準、算定要件により療養費額が決定		

[※]訪問リハビリのご利用については、定期的な看護職員による訪問が必要となります。

(4) 営業日外・保険外の訪問看護サービス

営業日外・保険外の訪問は、上記料金のほか、別途30分ごとに実費請求となります。

<営業日外·保険外> 30分 毎 午前 9 時~午後 5 時 :1,500 円 午後 5 時~午後 10 時 :2,000 円 午後 10 時~午前 9 時 :3,000 円

(5) その他の費用

訪問にかかる交通費 (通常の事業の実施区域を越えてから)	1kmあたり150円 + 税
日常生活上必要な衛生材料	実費相当額+税
ご遺体のケア料	10,000 円+税

3. 苦情申立窓口

ご利用	ご利用時間:月曜日〜金曜日 午前8時30分〜午後5時15分 ご利用方法:電話 0562-45-1171
ご相談窓口	訪問看護ステーション ソレイユ 面接担当:管理者 内田 恵美
	○愛知県医療安全支援センター 電話 052-954-6311
	○東海市・大府市・知多市・東浦町 苦情相談窓口
	東海市役所 (代表)電話 052-603-2211、0562-33-1111
	大府市役所 (代表)電話 0562-47-2111
その他関係機関	知多市役所 (代表)電話 0562-33-3151
ご利用方法	東浦町役場 (代表)電話 0562-83-3111
	○豊明市・刈谷市・名古屋市 苦情相談窓口
	豊明市役所 (代表)電話 0562-92-1111
	刈谷市役所 (代表)電話 0566-23-1111
	名古屋市南区役所 (代表)電話 052-811-5161
	名古屋市緑区役所 (代表)電話 052-621-2111

4. 緊急時の対応方法

看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医へ連絡し適切な処置を行います。

また、主治医へ連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じます。

利用者主治医	氏 名	
	所属医療機関	
	名称	
	所 在 地	
	電話番号	

5. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、利用者に係る関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6. 個人情報の取扱いについて

当事業者では、必要に応じて、以下の目的による個人情報の利用・提供を行います。

- (1) 事業者内における利用
 - ① 訪問看護サービスの提供
 - ② 訪問看護療養費請求事務
 - ③ 管理運営業務のうち、会計・経理・医療事故の報告、サービスの向上にかかる業務、 業務改善・サービス維持のための基礎資料
 - ④ 事業者内で行うサービス検討会等
 - ⑤ 事業者のサービス内容の送付
- (2) 事業者が所属する医療法人 共和会での情報共有
 - ① 医療法人 共和会関連施設との連携
 - ② 医療法人 共和会の施設案内等の送付
- (3) 他の事業者、関係機関等への情報提供等
 - ① 事務一般業務の委託
 - ② 苦情処理機関や保険者からの照会への回答
 - ③ サービス提供にあたって、医療機関、介護サービス事業所等との連携に基づくもの(ケア会議、サービス担当者会議、それに代わる照会・回答含む)
 - ④ 家族等へのサービス内容の説明
 - ⑤ 賠償責任保険などにかかる保険会社等への相談・届け出
 - ⑥ 訪問看護事業所車輌の駐車許可に関して関係警察機関に対する届け出
 - ⑦ 利用者の生命、身体の安全が脅かされたり、財産の侵害の可能性があると考えられる場合の虐待防止センター等への通知

7. 事業所の情報開示について

当事業所では、本人の申し出により情報の開示、訂正、利用停止、削除等を行います。 なお、法令等の定めによりご希望に添えない場合もあります。個人情報についてのお問い 合わせ、訂正、苦情、相談は当事業所までお願いいたします。

8. サービスの中止について

- ①気象庁発表による地震や台風などの天災害のために安全に訪問に伺えない状況の 際は電話連絡の上で当日のサービスを中止させて戴きます。
- ②飲酒、またはそれらに類する行為のために利用者様が酩酊などの状態で正常なサービス提供が行われないと判断した際は文書で告知の上で当日の訪問サービスを中止いたします。(算定は行わない、もしくは短時間算定とする)
- ③疾患や症状によらない不当な要求や暴言暴力、ハラスメントおよびハラスメント 類似行為が発生した際は管理者に報告の上で当該サービスの中止をいたします。

9. 解約権について

- ①利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を 解約することができます。
- ②事業者は、利用者及びその家族からの著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、30日以上の予告期間をもって、その理由を記載した文書によりこの契約を解約することができます。

ただし、利用者及びその家族からの暴力、脅迫等の犯罪行為、ハラスメント、過度なクレーム等訪問看護サービス利用の基礎となる信頼関係を破綻させる行為が認められた場合は、予告期間なく契約を解除することができます。

事業者は、この契約を解約しようとする場合は、関係支援事業者にその旨を連絡します。

以下余白

訪問看護 サービスの説明

1. サービスの内容

- (1) 指定訪問看護は、主治医が訪問看護の必要性を認めた方に、主治医の交付した 訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を提供します。
- (2)介護保険の適応でない方、介護保険の要介護認定者でも、厚生労働大臣の定めた疾病、末期悪性腫瘍及び急性増悪時に訪問看護の提供を行います。なお、主治医からの訪問看護指示書の交付につきましては、医療機関より、訪問看護指示料として定期的に請求されます。
- (3)介護保険の要介護認定者に対する訪問看護療養費の給付については、医師より 急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の訪問看護指示が出ている 場合、1月につき、指示の日から14日を限度として、医療保険の訪問看護適用 となります。
- (4) 事業所は、主治医に対し、訪問看護計画書(訪問リハビリ計画書)及び 訪問看護報告書(訪問リハビリ報告書)を提出します。

2. サービス提供 等

- (1) サービス提供した際は、あらかじめ定めた『実施確認書』(別添参照)の 書面に必要事項を記入して、利用者の確認 (確認 印)を受けます。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに『訪問看護計画書』の内容に沿って、 サービス提供状況、目標達成等の状況等に関する『訪問看護記録書』 および、その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記の『訪問看護記録書』および、その他の記録を、作成完了後 5年間は適正に保管します。
- (4) 看護師による訪問がなく、理学療法士等だけが単独で訪問している際は、月に1回程度、褥瘡を含めた健康管理のため、看護師が別で訪問もしくは同行訪問させて頂きます。
- (5) 感染対策として、訪問前・後に洗面所などをお借りし、手洗いをさせて 頂きます。(石鹸・タオルは持参致します) また、流行及び新興感染症の(疑いを含め)状況により、訪問日時の変更や 防護服やマスク等を着用し安全にケアが行なえる様訪問させて頂きます。 利用者様、家族様にご協力頂きますようお願い致します。
- (6) 当事業所は、学校・病院などの医療機関等から学生、研修生の受け入れを しております。指導・教育の一環として、訪問に同行させて頂くことも ありますので、ご理解とご協力の程お願い致します。 (なお、同行の際には、事前に確認をとらせて頂きます)

- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が体位排痰法等の呼吸リハビリ、食事訓練、嚥下訓練等を行うにあたり、状況に応じて喀痰吸引が必要となった際、 一時的吸引行為をさせて頂く場合があります。
- (8) ペット等や事故に繋がる状況があり、サービス提供に支障をきたす可能性が ある環境がうかがえる際は、サービス提供中の対策などについて、相談させ て頂く場合があります。
 - 3. 訪問サービス提供 担当者:管理者

担当の訪問職員	は、以下の通りです ――――	
看 護	師()
	()
理学療法	士 ()
作業療法	士 ()
言語 聴覚	士 ()

※事業所の都合により、訪問日時、担当者を変更する場合は、事前に 連絡致します。

以下余白

4. 利用料金

利用料は、以下の通りです。下記合計金額は概算金額のため、誤差があります。

訪問看護管理療養費	料金	回数		合計			
月の初日	7,670円	×		回/月	(初日のみ)	=	0
2日目以降	3,000円	×	× 回/月			=	0
訪問看護基本療養費I	料金		·	回数			合計
週3日まで/リハによる訪問	5,550円	×		回/月	(1日につき)	=	0
週4日以降	6,550円	×		回/月	(1日につき)	=	0
訪問看護基本療養費 Ⅱ (同一建物居住者)	料金		回数				合計
2人週3日まで5,550円/週4日~6,550円	円	×		回/月	(1日につき)	=	0
2人週3日まで2,780円/週4日~3,280円	円	×		回/月	(1日につき)	=	0
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中の訪問看護)	料金			回数	,		合計
※管理療養費なし	8,500円	×		回/月	(入院中)	=	0
専門管理加算	2,500円	×		回/月	(月1回)	=	0
緊急訪問看護加算(月14日目まで)	2,650円	×		回/月	(1日につき)	=	0
緊急訪問看護加算(月15日目以降)	2,000円	×		回/月	(1日につき)	=	0
難病等複数回訪問加算 1日2回2人まで	4,500円	×		回/月	(1日につき)	=	0
難病等複数回訪問加算 1日2回3人以上	4,000円	×		回/月	(1日につき)	=	0
難病等複数回訪問加算 1日3回以上2人まで	8,000円	×		回/月	(1日につき)	=	0
難病等複数回訪問加算 1日3回以上3人以上	7,200円	×		回/月	(1日につき)	=	0
長時間訪問看護加算	5,200円	×		回/月	(週1回)	1	0
24時間対応体制加算(届出基準に該当)	6,800円	×		回/月	(月1回)	=	0
退院時共同指導加算	8,000円	×		回/月	(月2回)	=	0
特別管理指導加算	2,000円	×		回/月	(月1回)	=	0
退院支援指導加算6,000円/長時間は8,400円	円	×		回/月	(退院日)	=	0
在宅患者連携指導加算	3,000円	×		回/月	(月1回)	=	0
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000円	×		回/月	(月2回)	=	0
特別管理加算	5,000円	×		回/月	(月1回)	=	0
行 加 自垤加异	2,500円	×		回/月	(月1回)	1	0
情報提供療養費	1,500円	×		回/月	(月1回)	1	0
ターミナルケア療養費1:25,000円/2:10,000円	円	×		回/月	(1回)	=	0
乳幼児加算(下記以外の場合)	1,300円	×		回/月	(1日につき)	=	0
乳幼児加算(構成労働省が定める者に該当)	1,800円	×		回/月	(1日につき)	=	0
複数名訪問看護加算 2人まで	4,500円	×		回/月	(週1回)	=	0
複数名訪問看護加算 3人以上	4,000円	×		回/月	(週1回)	=	0
看護介護職員連携強化加算	2,500円	×		回/月	(月1回)	=	0
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	×		回/月	(月1回)	=	0
訪問看護ベースアップ評価料	780円	×		回/月	(月1回)	=	0
保険割合	1	割	合計	金額		0	
自己負担額	0		←■公費1	負担 あり(1	 負担額:	0	円)

<精神科訪問看護>

	料金			回数		合計
月の初日	7,440円	×	- 1	回/月	(初日のみ) =	0
2日目以降	3,000円	×		回/月	=	0
精神科訪問看護基本療養費I	料金			回数		合計
週3日まで(30分以上)	5,550円	×	-	回/月	(1日につき) =	0
(30分未満)	4,250円	×		回/月	(1日につき) =	0
週4日以降(30分以上)	6,550円	×		回/月	(1日につき) =	0
(30分未満)	5,100円	×		回/月	(1日につき) =	0
精神科訪問看護基本療養費皿	料金		,	回数		合計
週3日2人まで(30分以上)	5,550円	×		回/月	(1日につき) =	0
(30分未満)	4,250円	×		回/月	(1日につき) =	0
週4日以降2人まで(30分以上)	6,550円	×		回/月	(1日につき) =	0
(30分未満) 週3日3 <u>人以上</u> (30分以上)	5,100円 2,780円	×		回/月	(1日につき) = (1日につき) =	0
(30分表流)	2,780円	×		回/月	(1日につき) =	0
週4日以降3人以上(30分以上)	3,280円	×		回/月	(1日につき) =	0
(30分未満)	2,550円	×		回/月	(1日につき) =	0
精神科訪問看護基本療養費IV		^			(1010 20) =	
(外泊中の訪問看護)	料金			回数		合計
※管理療養費なし	8,500円	×		回/月	(入院中) =	0
専門管理加算	2,500円	×		回/月	(月1回) =	0
精神科緊急訪問看護加算(月14日目まで)	2,650円	×		回/月	(1日につき) =	0
精神科緊急訪問看護加算(月15日目以降)	2,000円	×		回/月	(1日につき) =	0
長時間精神科訪問看護加算	5,200円	×		回/月	(1回につき) =	0
24時間対応体制加算	6,400円	×		回/月	(1回につき) =	0
 	5,000円	×		回/月	(1回につき) =	0
1979 1-2767	2,500円	×		回/月	(1回につき) =	0
情報提供療養費	1,500円	×		回/月	(月1回) =	0
複数名精神科訪問看護加算1日1回 2人まで4,500円/3人以上4,000円	円	×		回/月	(週1日まで) =	0
複数名精神科訪問看護加算1日2回 2人まで9,000円/3人以上8,100円	円	×		回/月	(週1日まで) =	0
複数名精神科訪問看護加算1日3回 2人まで14,500円/3人以上13,000円	円	×		回/月	(週1日まで) =	0
深夜訪問看護加算	4,200円	×		回/月	(1日につき) =	0
夜間•早朝訪問看護加算	2,100円	×		回/月	(1日につき) =	0
退院時共同指導加算	8,000円	×		回/月	(月1~2回) =	0
特別管理指導加算	2,000円	×		回/月	(月1回) =	0
退院支援指導加算6,000円/長時間は8,400円	円	×		回/月	(退院日) =	0
退院患者連携指導加算	3,000円	×		回/月	(月1回) =	0
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	×		回/月	(月2回) =	0
精神科重症患者支援管理連携加算 8,400円/5,800円	円	×		回/月	(月1回) =	0
看護·介護職員連携強化加算	2,500円	×		回/月	(月1回) =	0
夜間•早朝訪問看護加算	2,100円	×		回/月	(1日につき) =	0
ターミナルケア療養費1:25,000円/2:10,000円	円	×		回/月	(1回) =	0
保険割合		割	合計	金額	0	
自己負担額	0		←■公費負	負担 あり(1	負担額:	円)

- ●保険適応外サービスの費用は以下となります。
- ・交通費は □必要ありません。

□実費 円+税/回(事業所の通常の事業実施区域外の場合)

- ・日常生活上必要な衛生材料(実費相当額)+税
- ・死後の処置料 10.000 円+税

5. 各種保険証について

- ※ 月初めに保険証またはマイナ保険証の確認をさせて頂きます。 また、契約時、変更・更新時に各種保険証の写しをとり記録させて頂きます。
- ※ 医療保険の定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

後期高齢者	(75 歳以上)	1割 (現役並み所得の方は3割)		
冲击归吟	国民	高齢受給者 (70~74 歳)	2割 (現役並み所得の方は3割)	
健康保険	健康保険	一般 (70 歳未満)	3 割	

6. 利用料金の請求及び支払方法

- (1) 訪問看護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、各利用者の介護 保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額をお支払いいただきます。 但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払いの方法をご希望の場合 は、お申し出ください。
- (2) 提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- (3) お支払い方法は、預金口座振替でお願い致します。口座振替が困難な場合は、 ご相談下さい。
- (4) 口座からの引き落とし日は、翌々月の6日となります。6日が銀行休業日の 場合は、翌営業日が引き落としとなります。
- (5) 事業者は、利用者対し、毎月末日締めで、翌月の20日以降に請求書 と利用料明細書を作成しお渡しします。領収書はご入金確認後お渡しさせて 頂きます。
- (6) 領収書は、医療費控除の対象となります。
- (7) 領収書の再発行はできませんので、大切に保管して下さい。やむを得ず、 領収書が必要な場合は、支払証明書を発行させて頂きます。 (証明書料:1.500円+税)
- (8) 自己負担額が発生しない方も、利用料明細書が必要な方はお渡しします。

7. キャンセル料

(1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先まで ご連絡下さい。

連絡先(電話): 0562-45-1171 訪問看護ステーション ソレイユ

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービスの利用日の当日 午前9時までにご連絡下さい。(事業所が不在の場合や、前日が休業日の場合 は、留守番電話にて受け付け致します)

サービス利用日の当日 午前9時以降のキャンセルの場合は以下のキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承下さい。

(ただし、利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は、 キャンセル料は不要です)

不当なキャンセルが続く場合は、キャンセル料を頂くこともあります。

(3) キャンセル料は、請求にあわせてお支払い頂きます。

訪問看護サービスキャンセル料

当日の午前9時までの連絡によるキャンセルの場合:無料

当日の午前9時以降のキャンセルの場合:一律 800円+税

8. 相談・要望・苦情などの窓口

訪問看護サービスに関する相談、要望、苦情などは、管理者までお申しで下さい。

- 9. 虐待の防止について
- (1)事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、 次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- ①虐待防止に関する担当者を選定しています。
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に

周知徹底を図っています。

- ③虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 10. 身体拘束等の禁止について
- (1)事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わない。
- (2)事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、 その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ②身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しています。

11. 衛生管理等について

- (1) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周 知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に 実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. ハラスメントの防止等について

- (1) 事業所は、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保する 観点から職場におけるハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止のため 次の措置を講じます。
- ①ハラスメント防止のため、従業者に対する新規採用時及び年1回以上の定期的な 研修を実施するとともに、周知と啓発をします。
- ②ハラスメント防止のための指針の整備、相談体制の整備をします。
- ③被害者への配慮のための取り組みをする。

訪問看護サービス解約通知書

このたで	び、訪問	看護スティ	-ション ソレイユと締結しておりました訪問看護契約を
令和	年	月	日 をもって解約したいので訪問看護契約書第6条
の規定に、	より通知	します。	

令和	年	月	日		
		〔利用者〕			
		住 所:			
		氏 名:			印
		〔代理人〕	(利用者との関係)	
		住 所:			
		氏 名:			印

<事業者名> 医療法人 共和会 訪問看護ステーション ソレイユ

訪問看護サービス解約通知書

	利用和					様				
	代理 <i>/</i> <氏名					様				
このだ	こび				様と約	帝結 して	おりました	訪問看護	をサービ	スを
令和	年	月	日をもっ	って解約	りしたいの	ので訪問	看護契約書第	第7条の	規定に	より
通知し	」ます。									
	解約理日	由								
	解約年月	月日:	令和	年	月	∃				
	令和	年	月	日 <事業	美者名 >	医療	法人 共和会	会		
				<住	所>	大府	市梶田町二	丁目 70	番地	
				<代表	長者名>	理事	長山本	直彦	I	印
				<事業	芝所名 >	訪問	看護ステージ	ション	ソレイ・	ユ
				<管	5理者>	内	田恵美			印

この重要事項説明書およびサービス内容説明書については、事業者が署名もしくは 捺印した原本1通作成し、原本を事業者が保有し、その写しを利用者にお渡しするも のとします。

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

 事業者
 事業者名
 医療法人
 共和会

 住 所
 愛知県大府市梶田町二丁目 70 番地

 代表者名
 理事長 山本 直彦
 印

 事業所名
 訪問看護ステーション ソレイユ (指定番号 愛知県 2364290029)

 管理者名
 内田 恵美
 印

私は、契約書および本書面により重要な事項の説明をうけ了承しました。 なお、契約書第9条第2項および第3項、重要事項説明書5個人情報の取扱いに規定 する事業者が実施するサービス担当者会議等において私および家族の個人情報を用い ることに同意します。

利用者 住所

 氏名
 印

 代理人(利用者との関係)
)

 住所
 氏名

契約書第9条第2項および第3項、重要事項説明書5個人情報の取扱いに規定する 事業者が実施するサービス担当者会議等において私および家族の個人情報を用いるこ とに同意します。

家族の代表者(利用者との関係) 住所

氏名

加算についての説明および同意書(医療保険)

該当(○)		加算項目	料金	内容
	24 時間対応 体制加算 (1 月につき)	24 時間連絡、相談、緊急訪問ができる体制に関する加算	6,800 円	緊急連絡先説 明、用紙の配布
	特別管理加算 (1月につき)	在宅気管切開・気管カニューレ・留置カテーテル使用している方への加算	5,000 円	
	(2),(1)	その他 医療器具の使用者・ 重度の褥創のある方への加算	2,500 円	
	難病等複数回 訪問加算	末期悪性腫瘍、特定疾患、特別訪問看護指示書交付の方が対象となる加算	1日2回2人:4,500円 1日2回3人以上:4,000円 1日3回以上2人:8,000円 1日3回以上3人以上:7,200円	
	長時間訪問 看護加算 (週1回限り)	人工呼吸器、特別訪問看護指 示書、特別管理加算対象の方 に関する加算	5,200 円	
	退院時共同 指導加算	退院・退所時、主治医等と共同し在宅で指導し文書により 提供した際の加算	8,000 円	共同カンファ レンス用紙の 配布
	特別管理指 導加算	退院時共同指導加算におい て利用者が特別管理加算対 象者の場合に加算	2,000 円	共同カンファレンス用紙の
	退院支援指 導加算	退院時に療養上必要な指導を 行った場合の加算	6,000 円 長時間は 8,400 円	退院日の訪問
	在宅患者緊急 時等カンファ レンス加算	保険医の求めにより、保険医、 薬剤師等と共同で参加し療養 上の指導を行った場合の加算	2,000 円	
	在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している保険 医療機関、保険薬局と文書等 により情報共有とともに療養上 の指導を行った場合の加算	3,000 円	
	看護介護職員 連携強化加算	登録特定行為事業者等と連携 し喀痰吸引等が行われるよう 支援を行った場合の加算	2,500 円	

	急時訪問看 加算	主治医の指示に基づき、緊急 に訪問した場合の加算	2,650 円	
	数名訪問看 加算	厚生労働大臣が定める者に対 し同時に複数の看護師等によ る訪問を行った場合の加算	2 人まで 4,500 円 3 人以上 4,000 円	
	報提供療養 1~3	関係機関の求めに応じ、連携 を更に推進する観点から、文 書を添えてサービスに必要な 情報提供をした場合に算定	1,500 円	
	問看護医療 情報活用 算	オンライン資格確認等システム を用い、診療情報・薬剤情報 を取得、活用して訪問看護の 実施に関する計画的な管理	50 円	
~~-	問看護 ースアップ 価料	算定要件、施設基準により 療養費額が決定		

医療保険の定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

訪問看護ステーション ソレイユ 管理者 内田 恵美 上記の加算についての説明を受け、算定に同意します。

年 月 日

利用者 氏名 印

代理人 氏名 印 利用者との関係()